

(まちづくり推進部)

(質問)

①厳しい財政状況の中、各部局、今回の予算編成において5%のシーリングを強いられたと伺っています。まちづくり推進部では、今回の予算編成の際に、どのようにして5%のシーリングが行われたのでしょうか？今回の予算編成をどのように行われたのか、シーリングによって、休止や見直しが生じた事業はなかったのかお答え下さい。

<答弁>

まちづくり推進部の平成21年度の予算編成にあたっては、厳しい財政状況の中、財源の重点化を図りつつ、「安心・安全のまちづくり」を推進し、潤いある住環境整備を目指すことを目標に行いました。

重点事業として、災害に強いまちづくりの推進のため、民間木造耐震改修補助制度の拡充、庄内地区住宅市街地整備事業における準防火地域の指定に伴う調査検討及び防災広場(庄内地区)の配置計画策定、また、市民の主体的な活動に呼応した都市再生の推進のため、近隣センター活性化支援事業を行うこととしております。

一方、今後の団地建替支援のあり方や支援方策の見直しの検討を行うため、優良建築物等整備事業のうち、マンション建替タイプを、当面の間、休止するなどの業務見直しや事務経費の縮減を行うとともに、地域住宅交付金などの歳入の確保に努めました。

重点事業以外については、部への枠予算配当を活かし、縮減できる業務は縮減し、必要な業務に必要な予算を配当するなど、「選択と集中」による予算編成を行いました。

**【耐震診断補助・耐震改修補助について】**

(質問)

②2009年度予算の概要のP.16に特定建築物等の耐震診断補助(住宅40棟、特定建築物2棟)として380万円、既存民間木造住宅耐震改修補助(10棟)として600万円とあります。耐震診断補助は本年度と同額、耐震改修補助は本年度より増額となっているようですが、現在までの本年度の補助件数は、それぞれ何件でしょうか？

<答弁>

ご質問の本年度の民間住宅の耐震に関わる補助件数についてお答えします。

平成20年度の木造住宅の耐震診断補助件数は45件で53戸となっております。又、木造住宅耐震改修補助の件数は7件で23戸となっております。

②来年度の場合、予算計上だけを見て判断すると、耐震診断補助の住宅40棟というのは対象が木造住宅ということで、そうであれば、耐震診断を受けた方の約4分の1

の方が、耐震改修補助を受けて改修をされるだろうとお考えだと考えればよいのでしょうか？

耐震診断補助を受けて、診断を受けられ、本来なら耐震改修が必要と結果が出たにもかかわらず、費用面で改修をためらっている方はどれくらいおられるのでしょうか？

<答弁>

耐震診断を受けてどの位の方々が耐震改修費用等を実施されるのかとのご質問ですが、本年度の実績としましては耐震診断補助件数に対する耐震改修補助件数の割合は、約 16%となっております。一方、平成 9 年から平成 18 年までの耐震診断後のアンケート調査では、約 42%の方々が自己費用で建替または改修・補強をしたと回答されています。なお、一般的に耐震改修に要する費用は、200 万円程度が多いとされており、改修費用の 15.2% (約 30 万円) の補助としますと、予算額 600 万円で、15 棟から 20 棟程度の改修補助が可能であり、耐震診断補助件数に対する耐震改修補助件数の割合は、約 35%と考えております。

又、費用面で改修をためらっている方々がどれくらいおられるかについては、先程のアンケート調査では、耐震診断補助を受けられた方の約 22%の方が、費用面で改修をためらっていると回答されております。

(意見・要望)

②費用面で耐震改修などをためらっている方の状況を伺いました。耐震化を進めることは必要だと思いますが、何故、耐震化に関して行政が進めようという気持ちほど、市民が積極的に取り組まれないのかをもっと詳しく情報収集する必要があると思います。ただ、予算を多額につけたら良いという訳でもない気がします。耐震化を進めるには行政だけでは困難だと思いますので、市民が耐震改修・耐震補強に前向きにならない事情をより一層リサーチして頂きたいと要望しておきます。

## 【建築開発指導費について】

(質問)

③2009年度予算説明書P. 155の建築開発指導費の中の建築審査が約2100万円本年度に比べて、増えているのですが、その要因は何でしょうか？

<答弁>

増加した主なものは、「建設関係情報システム」開発委託料 1995 万円です。

これは、建築確認や開発許可などの情報を一元的に管理・運用することにより事務効率の向上を図るとともに、市民や事業者からの照会に対し迅速かつ正確にこれらの情報を提供することができるものです。

(意見・要望)

③建設関係情報システムを導入することで、これまで、建設関係の情報、開発審査確認、建築審査確認、中高層建築物のあっせん、調停などの情報が一元的に管理されることは、職員の事務の効率があがるとともに、市民にとっても様々な部署を歩きまわるといった必要がなくなると思います。良いシステムが導入されることを期待しておき

ます。

## 【耐震偽装について】

(質問)

④先月、名古屋地裁で、耐震偽装で強度不足が判明して建て替えられた建物の建築確認をした自治体の審査に過失があったとして、行政の責任を認め、損害賠償金を支払うよう命じる判決がありました。そういった事に対応する予算を確保することは考えられていないのでしょうか？豊中市の建築確認体制では、同様の見落としをすることは100%ないと言い切れるのでしょうか？

<答弁>

当初予算は、当該年度の事務や事業の計画を基に調整されるものですので、違法な行政運営を想定した損害賠償金の予算化は適切ではないと思われま

す。次に、建築確認に当たり、申請書に記載された事項をどこまで確認するかということですが、一般的には抽出審査でございます。また審査期間が制限されていることもありまして、申請書の全ての項目についてチェックすることは実際上困難です。しかし通常の審査過程のなかで見落とすようなことはあってはならないこととございます。

今後とも市民の建築確認行政に対する期待と信頼に応えるべく適正な確認業務の遂行に努めなければならないものと考えております。

(要望・意見)

④違法な行政運営を想定した損害賠償金の予算化は適切ではないとの答弁がありました。確かに、行政が違法行為を行う可能性があるとして予算化をすることはあり得ないことだと思います。しかし、確認申請書の全てについて建築基準法令に適合してうるか否かのチェックを行うことは物理的に困難とのことで、今後、豊中市でも同様の損害賠償金を支払わなければならない可能性が危惧されます。このことに関して、何らかの防止策を検討しておいた方が良いのではと意見しておきます。

## 【自動車駐車場買戻しについて】

(質問)

⑤2009年度予算の概要のP. 21に豊中駅西自動車駐車場買戻しとして、2億368万9千円とあります。この買戻し期間は、2000年度から2020年度までの20年間ということになっているそうですが、買戻しには総額いくら必要で、来年度予算分を含め残りいくら必要なのでしょう

でしょうか？この豊中駅西自動車駐車場を買戻しに至るこれまでの経緯について簡単に説明して下さい。

<答弁>

豊中駅西自動車駐車場の買戻額については、金利の変動により増減いたしますが現在の試算では、総額で約30億9800万円となり、平成21年度の予算も

含めまして残額は、約 21 億 1500 万円であります。

買戻の経過につきましては、エトレ豊中の地下に設置されている豊中西自動車駐車場の収容台数 210 台のうち、豊中都市管理株式会社が立替所得した 110 台について、平成 13 年 2 月に施設購入契約を結び、20 年間の分割で買戻しをしているものでございますのでよろしくお願いいたします。

⑤豊中駅西自動車駐車場は、地下立体型の機械式駐車場で、維持管理費、修繕費などのコストも、買戻費用とは別に必要になっているかと思いますが、その額は、毎年どれくらいになっているのでしょうか？また、この駐車場の耐久年数は何年でしょうか？

<答弁>

平成 18 年度より豊中都市管理株式会社を指定管理者として指定し、利用料金制度に基づき管理および保守点検委託料、光熱水費等の維持管理費ならびに軽微な修繕料についても豊中都市管理株式会社が負担しております。

平成 20 年度の豊中市が負担する修繕料としましては、約 80 万円の支出を見込んでおり、平成 21 年度には 150 万円の修繕料と予防保全費用として 195 万円の補修工事費を予算計上させていただいております。

また、税法上の駐車場の耐用年数は、機械設備として 15 年となっておりますのでよろしくお願いいたします。

(意見・要望)

⑤この地下立体型の機械式駐車場の買戻にかかる費用及び、維持管理費、修繕費などを考えるとこれらの費用で、豊中駅周辺の土地を購入し、さら地の駐車場を設けた方がよっぽどコストがかからずに済むと思ったので、質問させていただきました。

駐車場の耐用年数は、機械設備として 15 年だそうです。そうであれば、買戻しが完了した頃には、改めて補修等が必要になるかと思えます。買戻し期間中に述べるのもなんですが、たとえ買戻したとしても、その後の維持管理費、修繕費などのメンテナンス費用等を考え、活用方法について、検討して頂きたいと要望しておきます。

## 【アスベスト調査補助・除去補助について】

(質問)

⑥2009年度予算の概要のP. 22に吹付けアスベスト調査補助(10件)100万円、吹付けアスベスト除去補助(2件)200万円とありますが、本年度の活用件数は現在までで、それぞれ何件あったのでしょうか？

<答弁>

ご質問の本年度のアスベスト調査・除去補助件数についてお答えします。

平成 20 年度の吹付けアスベスト調査補助件数は、0 件で活用はございませんでしたが、現在のところ相談は 4 件でございます。

又、吹付けアスベスト除去補助数は、1 件ございました。

⑥市内にはこのアスベスト調査補助や除去補助の対象になる案件がどのくらいあると予測されているのでしょうか？調査補助10件や除去補助2件という数字が、多いのか少ないのかが分からないのですが、あまり、アスベスト調査や除去の需要がないのか、それとも、需要はあるけれども、費用面でためらっているケースが多いのかを教えてください。

<答弁>

市内にアスベスト調査補助や除去補助の対象になる案件がどれくらいあると予測しているかのご質問でございますが、平成18年度に民間建築物(昭和31年から平成元年までに建築された延べ面積1000㎡以上の建築物)の吹付けアスベストに関するアンケート調査を行い、アスベストの調査対象となる建築物を一定数把握しておりましたが、昨年2月にアスベスト分析調査の対象物質が3物質から6物質に厳格化されましたことに伴い建物の所有者に再度分析調査を依頼する文書やアンケート等を送付しました件数は94件となっております。

又、アスベスト調査補助や除去補助の需要について、費用でためらっているケースが多いかのご質問ですが、アンケート調査によりますと、「今後アスベスト調査補助の活用を検討する」11件となっており、又、除去補助につきましては、「今後アスベスト除去補助の活用を検討する」7件となっております。なお、電話での聞き取り調査によりますと、費用面だけでなく、アスベストがある場合、除去等を行う何週間かの期間、建物の重要な部分が使用できなくなる場合様々な理由があると答えておられます。しかし、吹付けアスベストの調査や除去は、建物利用者の健康に関わる重要な事項であるとの啓発を進めております。

(意見・要望)

⑥耐震改修等と同様に、アスベスト調査や除去も積極的に行っていただく必要があると思いますので、啓発を進めて頂きたいと思いますが、答弁にありましたように、建物の所有者がアスベストの調査や除去をためらっておられる理由が様々あるようですので、それらをどのように解決して、アスベスト調査や除去に取り組んでいただけるかを考えて頂きたいと要望しておきます。

## 【まちづくりフォーラム・まちづくり実践大学について】

(質問)

⑦2009年度予算の概要のP.46にまちづくり活動支援として、まちづくりフォーラムが記載されています。まちづくりフォーラムのテーマや講師は、どういった基準で選考されているのでしょうか？毎回、多くの方が参加されていますが、参加されている方から、テーマや講師に関して要望や情報を頂き、フォーラムに活かすことはされているのでしょうか？

<答弁>

とよなかまちづくりフォーラムは、地域の特色を活かしたまちづくりの取り組みなどについて、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で考え、議論する契機となることをめざして、年間4回実施しているものです。

このため、テーマや講師の選定にあたっては、新聞や雑誌、インターネット

を通じて、また、各種講演会に参加して得た先進的な事例などの情報の中から、豊中市の実情や時節に沿ったものを選定しており、フォーラムの当日に会場で配布しているアンケートなどを通じてお聞きした、参加されている方のご意見につきましても活用を図っております。

(要望)

⑦テーマや講師の選定に関して、さまざまな情報やフォーラムに参加された方からの意見を踏まえておられるとのことでした。今後も、引き続き、いろんな情報を収集しながら、テーマや講師の選定をして頂ければと思います。ただ、中には、先進事例だったり、成功事例だったりしても、その内容が豊中市に活かそうにないものもあります。そういったことについても、今後はより一層、考慮して頂ければと思います。

(質問)

⑧同様にまちづくり実践大学に関しても、テーマを年度ごとに設定しているとのことですが、そのテーマについて市民から意見や要望を聞くことはされているのでしょうか？

<答弁>

まちづくり実践大学は、受講した方々が、地域においてまちづくり活動を実践的に進めていただく際に役立てることができるよう、理論や実習を組み合わせた5回の連続講座としております。

このため、テーマの設定にあたりましては、開催地域の課題やこれまでの実績を考慮し、受講者の皆様のご意見を参考にして設定しております。

⑧普通、大学と言えば、様々な学生のニーズに応えるため、複数の学部、学科、コースを設けていますが、そういった複数のテーマを設けて、受講生を募集するということは考えられないのでしょうか？

<答弁>

まちづくりの理念と実習を体系的に学んでいただくために5回程度の連続講座が必要であると考えております。

毎回テーマに即した講師を選定し、日程調整や資料の作成などにかかる準備期間や複数のテーマを設定した場合にどれだけの参加が得られるかという事業効果などを考慮すれば、年1回程度の開催が相応しいのではないかと考えております。

今後も、毎年のテーマ設定を工夫し、連続して受講されても重複しないよう配慮して参りたいと考えております。

⑧本年度は受講対象を中学生まで広げられたそうですが、その効果はあったのでしょうか？また、今後、より幅広く市民の方に受講してもらうことを考えられていると思いますが、これまであまり参加のなかった新たな層の参加を求めていくといったことは考えられてないのでしょうか？

<答弁>

今年度のまちづくり実践大学は、過去の受講者の意見を参考とし、幅広い世代間で意見交流をねらいとして、中学生・高校生を含めて受講者を募集したところ、2名の中学生の参加があったところです。

参加した中学生からは「このまちづくり実践大学で、自分の町を見つめることができました。町を歩いたり、どのような町にしたいかを決め、まとめを発表できて楽しかった。この実践を活かしていきたい」との感想が寄せられ、他の受講者からは、異なった視点からの意見を聞き交流することができて有意義であったとの感想が寄せられるなど好評を得ております。

今後も、まちづくり実践大学の16年間の実績を踏まえ、幅広い世代や様々な地域の皆さんにもご参加いただけるよう、講座の内容や実施方法などの工夫を重ねて参りたいと考えております。

(要望)

⑧今年度、中学生が参加されたことはご本人にとっても、他の参加者にとっても、もちろん事業を進めている市にとっても良かったと思います。今後、ますます、幅広い世代が参加できるような内容の充実を図っていただきたいと思います。また、中学生や高校生にもっと参加して頂くために、ぜひ、教育委員会に強く協力を求めて頂きたいと思います。

## 【あっせん委員会・調停委員会について】

(質問)

⑨2009年度予算の概要のP. 46に中高層建築物等紛争あっせん委員会・調停委員会費用として、206万5千円とあります。この206万5千円の予算計上の積算方法はどのようにされたのでしょうか？

<答弁>

あっせん委員会、調停委員会費用 2,065 千円の算定根拠につきましてお答えします。

まず、委員報酬につきましては、豊中委員等の報酬及び費用弁償条例によりまして、日額 18,400 円と規定されております。あっせん委員会は 2 名の委員が条例上標準で 3 回行うこととなっており、1 件当たり 110,400 円となり、10 件を想定しており、1,104 千円。

次に、調停委員会費用ですが、調停委員会は 3 名の委員が 3 回行うことで、1 件当たり 165,600 円となり、5 件を想定しており 828 千円

これらの委員会報酬合計が 1,932 千円で、その他一般経費として印刷製本費、会場借上げ料等 133,000 円を含めまして、2,065 千円を予算計上しております。

⑨本年度のあっせん委員会、調停委員会の要請と開催は現在までに何件あったのでしょうか？

<答弁>

本年度のあっせん申出件数は 2 件でございます。

この内、1件があっせん開始となっております。  
又、調停の申出はございません。

⑨本年度予算と比較して、若干ですが増額となっております。本年度予算の際は、あっせん委員会が8件、調停委員会が4件で積算されていたのですが、来年度はあっせん委員会が10件、調停委員会が5件と積算されているわけです。あっせんや調停を要請されながら、委員会開催に至らないケースがこれまで多いという認識でしたが、何らかの変化が見られてきたということでしょうか？

<答弁>

あっせん、調停の状況でございますが、最近では、これまで開発が困難とされていた、立地条件や、道路事情の悪い土地等の開発が見受けられ、近隣住民とトラブルになるケースや、また、ご指摘のとおりあっせんの申し出をされても、事業者側が合意しないなど、住民側に不満が残る事例も見られ、中高層建築調整室としまして、行政、事業者、住民との三者で協議する場を設け、今後の進め方について話し合い、あっせん・調停制度を活用するように指導することとしております。

さらに、社会経済状況の変化により、開発工事が一時中断されている物件や、事前相談から何年も経過している物件もあることから、今後、それらの事業が開発される可能性も踏まえ、あっせんや調停の増加にも対応できるように予算計上したものであります。

(意見)

⑨法的拘束力のないあっせん、調停に関しては、事業者側の判断、対応しだいということで、なかなか制度の活用が図れていないと思います。担当課の方々も何とかあっせん、調停制度を活用できるよう尽力されていますので、もう少し、今後の状況を見る必要があるかと思いますが、今後の状況次第では、制度そのものの見直しを考える必要があると思います。

## 【地区計画等の活動支援について】

(質問)

⑩2009年度予算の概要のP. 46に地区計画等に関する活動への支援として355万円とあります。毎年、決算審査の際に、非常に執行率が低いのですが、来年度の見込みをお聞かせ下さい。どこかの地域で地区計画に向けた新たな動きがあるのでしょうか？

<答弁>

地区計画等に関する活動への支援の来年度の執行見込みでございますが、活動への支援は、地域の活動の熟度に応じて行うものであることから、あらかじめそれを見極めるのは困難でございますが、地区計画など土地利用のルールづくりに関する問合せや出前講座の相談は増加してきており、来年度につきましては、執行率は上がっていくのではないかと考えております。



地区計画に向けた新たな動きでございますが、緑丘地区で引続き区域の拡大に向けた活動が進められている他、新千里南町一丁目地区では、自治会が主体となって土地利用のルールづくりに向けたアンケートや勉強会が行われるなど、新たな地域における活動も始まっており、千里ニュータウン再生推進課とともに支援を行っているところでございます。

⑩緑丘地区で区域拡大の動きがある以外に、新千里南町一丁目地区で地区計画策定に向けた動きがあるようです。緑丘地区では、北生協跡地利用に関して、地域にそぐわない建築物が建てられては困るとの思いから、地域の方々が地区計画策定に向けて尽力されたと伺っています。新千里南町一丁目地区でも、何か、地域の方々が活動を始めるきっかけになるものがあったのでしょうか？

<答弁>

新千里南町1丁目では、地元自治会の申し合わせや、本市の「千里ニュータウン地区住環境保全に関する基本方針」に建物用途や敷地規模などに関する規定を設け、建物の新築や建て替えにあたって地権者や事業者にも協力を求め、良好な住環境が維持されてきたところでございます。

このような中で、平成18年に、地区内で売却された敷地を取得した建設業者が、敷地を200㎡以下の2区画に分割して、建売住宅を建設する計画が明らかになったため、本市としても建設業者を繰り返し指導し、地元自治会も計画の見直しを働きかけてられたところですが、法的拘束力がなかったため、それを阻止できなかったという事案が発生いたしました。

この事を契機として、地元自治会から本市に相談があり、法的な拘束力のある地区計画の策定に向けた取り組みが始められております。

(要望)

⑩少しずつでも地区計画が策定される地区が増えていくと、地区計画そのものがもっとポピュラーなものになり、より一層、地区計画の策定の動きが進むと思います。ただ、やはり、地区計画の策定に向けて地域の方々が活動を始めるには、何らかのきっかけが必要なことは仕方ないのかも知れません。

## 【土地建物利用ルールについて】

(質問)

⑪2009年度予算の概要のP.46に土地建物利用のルールづくりとありますが、このルールとはどういったもののでしょうか？地区計画と考えてよいのでしょうか？

<答弁>

千里ニュータウンにおける土地建物利用のルールと言え、現在は、地元の申し合わせや本市の行政指導が中心になっておりますが、ルールに実効性を持たせようとするれば、法律や条例上の位置付けが必要になってまいります。

そのようなルールとしましては、ご指摘の地区計画をはじめ、建築協定や景観協定などがあり、地権者の合意形成の状況やルール策定の目的など、地域の

事情に最も適したものが選ばれることになると考えております。

⑩この事業も毎年、執行率が低いのですが、来年度は、これまでとは異なる何か新たなルールづくりの動きがあるのでしょうか？

<答弁>

この事業につきましては、戸建住宅地区が中心になると考えておりますが、空家や空地の発生、敷地の分割など、街並みの変化が懸念される状況であり、地元からの相談も増加しておりますので、現在は千里ニュータウン再生推進課をはじめ、関係各課が連携して土地建物利用のルールづくりについて説明するとともに、地元のルールづくりの動きを支援しております。

今後、地元でルールづくりに向けての熟度が高まり、より専門的な知識が必要な段階になりましたら、アドバイザーの派遣等によって支援を継続したいと考えております。

(要望)

⑩時代の変化とともに、千里ニュータウンに住んでおられる方の世代構成や、考え方も変わりつつあると思います。これまでは、住民の大半が、千里ニュータウンにずっと住み続けたい、今後も住み続けるという方だったかもしれませんが、しかし、今日では、親御さんは千里ニュータウンに住んでいるが、お子さんが他府県で住宅を購入し、いずれは一緒に住む予定をされている方や、親御さんが他界して、その子どもが、相続しても住む予定がない場合など、必ずしも千里ニュータウンに住み続けたいという世帯ばかりではないと思います。そんな中、全く異なった思いを持った住民同士で、土地建物利用のルールをつくることは非常に困難かと思えます。本当に行政として、土地建物利用のルール作りが必要と考えられているのであれば、ルールを作っても、土地建物の売買には影響がないということを、理解して頂くように努める必要があると思えます。

## 【市営住宅等について】

(質問)

⑫2009年度予算の概要のP. 65の新・行財政改革プラン(2年次)2009年度当初予算反映額に、市営住宅使用料・駐車場使用料の公平・公正な徴収の推進とあります。目標として、住宅使用料徴収率97%、駐車場使用料98%とありますが、現行それぞれ何%で、具体的にどのようにして目標を達成されようとしているのでしょうか？

<答弁>

昨年度の住宅使用料及び駐車場徴収率は、それぞれ 96.2%と 95.4%となっております。徴収率の向上にむけ、口座振替及び生活保護者への委任払制度の促進に加え、督促・催告状・呼び出し上を送付すると共に、専属の職員による臨戸訪問回数の増強や夜間徴収を実施しております。また、これらの指導にもかかわらず納付をしない悪質滞納者については、明渡し訴訟を強化するなど、引き続き粘り強く納付指導を重ね、一層の徴収率の向上を目指してまいります。

考えております。

(要望)

⑫悪質滞納者に対する明渡し訴訟は今後も積極的に行って頂きたいと思います。しかし、同時に滞納者の滞納理由に関する聞き取りにこれまで以上に力を入れて頂き、滞納者がどうすれば、少しでも支払うことが可能になるかを考え、健康福祉部、市民生活部など他部局と連携して徴収率の向上を図って頂きたいと要望しておきます。

## 【指定管理料コスト削減について】

(質問)

⑬2009年度予算の概要のP. 66の新・行財政改革プラン(2年次)2009年度当初予算反映額に(財)豊中市住宅協会に関する取り組みとあり、市営住宅など指定管理料におけるコスト削減で、730万7千円を見込まれています。具体的にどのようなことをしてコスト削減をされるのかお答え下さい。

<答弁>

指定管理料のコスト削減については、エレベーター保守点検費や植木剪定費等の委託方法の見直しを行い経費縮減に努めると共に、職員による住宅の軽微な維持修繕の実施や、入居者との修繕負担区域分の適正化に努めるなど、平成18年度の市営住宅等指定管理料決算額の8%にあたる、730万7千円のコスト削減を考えております。

(要望)

⑭答弁の中に職員による住宅の軽微な維持修繕の実施や入居者との修繕負担区域分の適正化に努めるとありました。行政が極め細やかなサービスを提供することに関しては、何ら反対するものではありませんが、どこまでを行政がすべきなのかは、きちんと線引きをしていく必要があると思います。昔は、今では考えられないようなことまで、住民の要望に行政が応えてこられたようですが、今は、選択と集中が求められる時代です。税金や職員の方々の手が、本当に必要なところに向けられるように努めて頂きたいと思います。

(質問)

⑮2009年度予算の概要のP. 46に市営住宅ストック活用手法の検討とあり、来年度新たに予算を付けたようですが、具体的に何をするための費用でしょうか？

<答弁>

市営住宅ストック活用手法の検討業務については、平成20年3月に見直した豊中市営住宅ストック総合活用計画に基づき、今後10年以内に借上機関の満了を迎える借上住宅については、満了時点での対応方針について、また、老朽化した住宅については、改善や建替など、具体的な活用方策を検討する必要があり、入居者の居住安定確保および効率的な市営住宅供給といった観点から、市営住宅ストック活用を円滑に推進するための多様な手法を比較検討するもので

す。

⑭ 昨年の決算審査の際に、民間の賃貸住宅では、住宅契約をされていない方に対しても、駐車場だけを貸し出すといったことをしています。現在、市営住宅全体の3分の1程度の駐車スペースが未使用の状態になっているようで、市営住宅の駐車場の利用率がそれほど高くないのであれば、市営住宅の契約者以外でも契約ができるようにしてはどうかと提案しましたが、そのことについて何か議論はされたのでしょうか？市営住宅ストック活用手法の検討というのは住宅本体だけの話でしょうか？駐車場の有効活用についても検討して頂けないものでしょうか？

<答弁>

市営住宅駐車場は、公営住宅等により、入居者の共同の福祉のために必要な施設である共同施設として位置づけられており、この共同施設に国からの補助金が交付されている関係上、一般の方の利用に供するような目的外使用は、国の許可がない限り、基本的に困難であり、また、市営住宅入居者で組織された自治会に駐車場の管理を委託していることから、入居者以外の一般の方の管理までお願いすることは難しいと考えますが、他市での状況も見ながら、駐車場の有効活用について検討いたします。

(要望)

⑮ 国の許可の問題や、防犯・安全面の問題はあるかと思いますが、使われていない駐車場をみすみす放置することには納得がいきません。市有財産の有効活用という点で、全体として、64.1%の使用率である市営住宅駐車場の使用率をどのようにして上げていくのかを是非とも早急に検討して頂きたいと思います。

## 【空港周辺対策について】

(質問)

⑯ 2009年度予算の概要のP. 47に空港周辺対策とあり、その中にテレビ受信料補助があります。この事業の内容を簡単に説明いただけますか？また、この事業の対象世帯はどのくらいあり、そのうち何世帯ぐらいが活用されているのでしょうか？

<答弁>

お答えします。テレビ受信料の事業内容ですが、航空機によるテレビ受信障害対策として、航空機騒音防止法で騒音対策区が指定されている第1種区域内で、NHKの受信料を支払っている世帯に対し、支払方法によって異なりますが受信料の33%~38%を補助するものであります。補助額の95%が国で、残り5%を市が補助しております。

金額で言いますと、例えば、カラー受信料の1年払いの場合、114,910円ですが、補助額は5,665円でこの内国は、5,370円、市は285円となります。

対象世帯ですが、第1種区域の世帯数は約25,000世帯あります、補助件数は21年度予算では12,122件を見込んでいます。

⑮2011年7月にテレビのアナログ放送が終了し、地上デジタル放送に切り替わるのですが、アナログ放送が地上デジタル放送に切り替わるとしても、このテレビ受信料補助は必要なのでしょうか？

<答弁>

先程もお答えしましたように、航空機によるテレビ受信障害対策として補助しておりますが、障害としてフラッター障害、画面が揺れる症状があります。これにつきましては、国は、平成16年に補助対象エリア、当時は大1種区域外も対象でありましたが、そのエリアのフラッター障害の発生状況の調査を行い、ほとんどの調査時点では発生していない結果が出たため、平成17年度からは補助対象区域を第1種内に縮小しました。

アナログ放送から地上デジタル放送に変わった場合ですが、航空機による影響が出るのかどうかについては、現在のところ、はっきり結論は出ておりませんが、民家防音工事もほとんど終わっている状況にあることから、国においては、必要な環境対策は行っていくとしながら、テレビ受信料の補助のあり方については、平成21年度に検討していくと聞いております

(意見・要望)

⑮このテレビ受信料補助は、必要性があまり感じられません。実際に調査も行われているようですが、補助をする根拠である航空機によるテレビ受信障害がほとんどなくなってきているようです。必要な空港周辺地域の環境対策は行うべきだと思いますし、来年度の国の検討結果次第ということですが、本当に必要な事業、対策に税金が回るように、地元自治体として、国に現状を報告したり、意見を述べることはしても良いのではないかと思います。

## 【長期優良住宅について】

(質問)

⑯市議案第21号「手数料条例の一部を改正する条例の設定」の中で、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料を新設するとあります。長期優良住宅とは何ですか？  
どういった定義になっているのでしょうか？

<答弁>

平成21年6月4日施行される「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に定められている住宅の構造及び設備が耐久性、耐震性など一定基準以上の性能を持ち、長期間にわたって良好な状態で使用できるための措置が講じられた、いわゆる200年住宅をいいます。

具体的には、

- ①数世代にわたり構造躯体が使用できるもの
- ②免震構造とするなど地震による損傷の軽減が図られているもの
- ③配管設備などの点検、補修が容易にできる措置がとられているもの
- ④居住者のライフスタイルの変化に応じて間取りの変更などが可能なもの

- ⑤将来バリアフリー改修に対応できる必要なスペースが確保されているもの
- ⑥断熱性能などの省エネ対策が図られているもの
- ⑦良好な居住水準を確保するために一定以上の居住面積があるのなど

(意見・要望)

⑩長期優良住宅について教えて頂きました。国で定められた法律に基づく条例改正ですので、あまり言いませんが、この法律は何のために作られたのか良くわかりません。だいたい200年住宅ってなんですか。200年も耐久性のある住宅が想像つきませんし、そんな住宅を建てようと思われる方がそんなにいるとは思いません。200年と言えば、何代ぐらいの方がその家に住むことになるのでしょうか。今日、親の家に住み続けようとする方がどんどん減っているようです。家を建てる方が200年住宅を建てても、その後の世代が住み続ける可能性はそんなに高くはないはずですよ。

今回、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料を新設する予定になっていますが、ほとんど、需要がないと思われますし、長期優良住宅について、周知徹底を行ったり、担当窓口を設置する必要が生じたりと、手間だけ増えると言った気がします。あまり言いませんと言いながら、長くなってしまいましたが、そもそもこの長期優良住宅の普及の促進に関する法律が制定されたこと自体理解できないと意見しておきます。

## (土木部)

(質問)

①厳しい財政状況の中、各部局、今回の予算編成において5%のシーリングを強いられたと伺っています。土木部では、今回の予算編成の際に、どのようにして5%のシーリングが行われたのでしょうか？今回の予算編成をどのように行われたのか、シーリングによって、休止や見直しが生じた事業はなかったのかお答え下さい。

<答弁>

土木部での、5%のシーリングによる影響でございますが、経常経費につきましては、シーリングによる枠配分予算となっておりますので、要求時はもとより、執行時におきましても予算不足にならないよう、必要な経費につきましては、枠内での執行に努めております。

また、事業費につきましては、政策会議等で必要度・緊急性などを議論し、事業計画に基づきまして優先順位付けを行い、年次ごとに執行しております。また一般財源の状況によりましては、事業を複数年で分割施工をするなど、予算の平素化に努めておりますので、進捗に多少の遅れが生じてくる場合がございますが、事業は着実に進めておりますのでよろしくお願い申し上げます。

### 【道路冠水情報施設について】

(質問)

②2009年度予算の概要のP. 21の道路冠水情報施設の設置に1600万円が計上されています。今回、新規かつ重点事業として、神崎刀根山線の長興寺変電所前及び覆正社高校前に設置されるそうです。この道路冠水情報施設を設置することで、どういった効果を期待されているのでしょうか？

<答弁>

道路冠水情報施設の事業効果であります。近年、局地的集中豪雨つまり、ゲリラ豪雨の多発により、道路のアンダーパス部において、車両が水没し死亡事故が発生しております。

このため、市と致しましては道路利用者に対して、道路の冠水状況を速やかに情報提供を行う必要があり、未然に車両水没事故を防止するために「道路冠水情報施設」を設置し、災害に強い安全な道路交通を確保するものであります。

②道路冠水情報施設を設置した方が良い箇所は、今回のケース以外で、市内に何か所あるのでしょうか？今後、それらの箇所に道路冠水情報施設を随時、設置していく予定なのでしょうか？

<答弁>

市内で道路冠水情報施設が必要な箇所につきましては、「神崎刀根山線」、「勝部寺内線」、「稲津町第15号線」、「少路上野坂線」の4路線・4箇所でございます。

次に、今後の設置計画であります。国費補助等の財源確保に努めながら、順次設置に向け、取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(意見・要望)

②道路冠水情報施設を設置することの重要性は十分わかりましたので、うまいこと国費補助等を受けて頂きながら、順次設置して頂きたいと要望しておきます。

## 【横断歩道橋改修について】

(質問)

③2009年度予算の概要のP. 21の横断歩道橋改修とありますが、いくら予算配分となっており、具体的にどの歩道橋なのでしょう？

<答弁>

道路橋梁新設改良費における「横断歩道橋改修」の予算配分でございますが、工事費1千6百万円、詳細設計の委託料4百万円を合わせまして、2千万円でございます。

次に、改修する歩道橋でございますが、平成21年度は老朽化が著しく進んでいる「北条歩道橋」の改修を予定しております。

③現在、市内にはいくつの歩道橋があるのでしょうか？それらの改修計画はどうなっているのでしょうか？また、今後、歩道橋の改修に関して、どのくらいの費用を見込まれているのでしょうか？

<答弁>

市内の市が管理する歩道橋の数は、15橋で、平成20年3月に策定しました「横断歩道橋補修計画」に基づき平成21年度から10か年計画で進めてまいりたいと考えております。

また、15橋の改修計画であります。維持補修13橋、撤去2橋を含めまして、約3億円程度を予定しております。

③今日、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進が図られていますが、そういった時代に、歩道橋を維持することが適切だとは思えないのですが、その点についてのご見解をお聞かせ下さい。歩道橋を改修するよりも、信号機や横断歩道を設置する方が、コスト面でもバリアフリーの観点、さらには景観の面でも有益だと思いますがいかがでしょうか？改修して残す歩道橋と撤去する歩道橋はどのような基準で判断されたのですか？

<答弁>

横断歩道橋を現状維持することにつきましては、時代の変化に伴い、利用者数・防犯面・環境面あるいはバリアフリーの対応など、様々な課題を抱えております。



しかしながら、歩道橋は幹線道路を跨ぎ、ほとんどが通学路に指定されていることや地理的な条件から、利便性よりも安全性を考慮し、横断歩道橋を維持することが必要と判断しております。

また、横断歩道橋の代替に、信号機や横断歩道を設置したほうが、有益ではないかとのこと指摘でございますが、信号機や横断歩道の新設は、公安委員会の所掌事項であり、既設の信号機または横断歩道との離隔や交通量など、様々な大きな課題が考えられます。

最後に、改修と撤去の基準でございますが、利用者数、代替機能の確保・通学路などの条件に「横断歩道橋補修計画」を策定しましたので、よろしくお願い申し上げます。

(意見・要望)

③横断歩道橋の改修と撤去の基準をお答え頂きました。利用者数、代替機能の確保とともに、条件として通学路を挙げておられました。基本的には、通学路にあたる歩道橋は改修するようなのですが、その前に、是非、該当校区の保護者や学校関係者からの意見収集をして頂きたいと要望しておきます。最近では、景観面を考えて、電柱が地中に埋められるといった事もされています。私は今の時代に、横断歩道橋が馴染まないと思うと意見しておきます。

## 【道路舗装事業について】

(質問)

④2009年度予算の概要のP. 22の道路舗装事業のうち、市道舗装の予算配分はいくらでしょうか？また、具体的にどの市道でしょうか？

<答弁>

道路舗装事業における市道舗装の予算配分額は、8千3百15万円でございます。具体的には、幹線道路は、新千里2号線と勝部寺内線の2路線並びに生活圏道路として、総延長約3,800メートル、舗装面積約1万8千平方メートルの舗装更新を行うものでございます。

④該当する市道の中に刀根山道が入っていませんでした。先月、本町1丁目・3丁目自治会、豊中駅前一番街商店街振興組合、銀座商店街振興組合、さらに豊中駅前まちづくり推進協議会の方々が、市長に対して要請書を出されたと思います。その内容は、刀根山のマンション建設が中断・延期となったため、舗装工事の早期着工などを求めるものです。これまでの市の説明では、刀根山道の舗装工事は、「マンション建設の動向を見て決める。」とのことでした。しかし、刀根山のマンション建設が中断・延期となった以上、舗装工事を早急に着工すべきではないのでしょうか？ご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

刀根山道の舗装が、平成21年度予算に反映されていないとのことお尋ねでございますが、開発事業者からの地元代表者への回答、及び、3月6日の大阪高等

裁判所「マンション開発差し止め請求」の判決理由により、整備時期を見極め、可能な限り早期に着手すべく財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

④もし、刀根山道の舗装工事をするとすると、どれくらいの費用が見込まれるのでしょうか？来年度に補正予算を組んでも、着工する事は出来ないもののでしょうか？もし出来ないということであれば、市は、いつ予算を組んで、舗装工事を着工する予定なののでしょうか？

<答弁>

刀根山道の舗装工事に必要となる経費は、現時点で約 6 千万円程度と試算しております。

次に、平成 21 年度に実施できないかとのお尋ねでございますが、工事に対しては、地元の皆様方と十分な意思疎通が必要と考えており、十分な地元調整ができないまま、工事を実施することは困難と判断しております。

最後に工事予定時期であります。早くても、平成 22 年度から 2 力年での工事を考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(意見・要望)

④これまでの説明でマンション建設の動向を見て決めると仰っておられました。しかし、マンション建設が中断・延期となっても、舗装工事をすぐに行うことが出来ず、早くても再来年度から2年かけて工事を行うとの答弁でした。地元住民の方々の気持ちを考えると、到底納得できないと思います。担当課の方々は真摯に対応されていると思いますが、改めて、少しでも早く舗装工事を着工し、完了出来る方策がないかを検討して頂きたいと強く要望しておきます。

## 【放置自転車について】

(質問)

⑤2009年度予算の概要のP. 22の放置自転車対策に8188万6千円とあります。まず、確認ですが、業務委託費と移動保管料の差額について、本年度の見込額及び来年度の想定額はいくらとなっておりますか？

<答弁>

放置自転車等対策業務のうち業務委託と移動保管料の差額につきまして、本年度の見込額は 2,854 万円程度で、来年度は 2,055 万円を予定しております。

⑤放置自転車を撤去した後の、取り扱いについては、昨年の決算委員会で、「移動保管後2か月間は保管所で保管し、引き取りに來られない自転車等については、月1回、自転車リサイクル業者に処分する。その後、収入した処分代金は自転車法に基づき4か月保管し、市の財源となる。」と答弁がありました。自転車を売却する場合、現在、1台あたり、いくらぐらいなののでしょうか？

<答弁>

**自転車の売却につきましては、今年度、1台あたり251円でございます。**

⑤撤去した放置自転車の取り扱いのいくつかの提案について、お答え頂きたいのですが、撤去した放置自転車の中で、非常に価値のあるような自転車は、ネットオークションにかけるといった事はできないのでしょうか？市の職員が普段仕事で使うための自転車として、撤去した自転車を活用する事は出来ないのでしょうか？撤去した自転車の中で、比較的きれいなものに関しては、1台ぐらい1000円ほどで、市民向けに売り出すとか、駅前などでレンタサイクルをしている業者に活用してもらうという事はできないのでしょうか？

**<答弁>**

ご提案のように自転車を処分するためには、自転車法に基づき6か月間の保管が必要であり、その保管スペースの確保や保管場所への移送、事務処理体制の確立、また処分した自転車に起因する事故への対処など、解決しなければならない様々な課題がございますので、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。なお、市の職員の業務自転車につきましては、すでに活用しております。

**(意見・要望)**

⑤解決しなければならない課題もあることがわかりましたが、今後の研究課題とされることでしたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、放置自転車を撤去保管後、6か月間は保管しなければならないと自転車法で定められていることですが、あまりに長い気がします。保管場所の確保等で市にとっては負担になっているかと思ひますので、国に対して法律の改正等を求めて頂きたいと要望しておきます。

## **【バリアフリー事業について】**

**(質問)**

⑥2009年度予算の概要のP.47のバリアフリー整備、重点整備地区の交通バリアフリー整備の推進とあり、5億180万円が予算計上されています。庄内駅地区、桃山台地区、岡町駅地区のそれぞれのバリアフリー整備事業の来年度の予算配分と、今後の事業計画を教えてください。

**<答弁>**

バリアフリー整備の来年度予算は、庄内駅地区が3億2千700万円、桃山台地区が1億1千880万円、岡町駅地区が5千600万円を予定しています。

今後の事業計画としましては、庄内駅地区につきましては、駅舎のバリアフリー整備を、平成19年度からの4箇年事業として進めており、地下道両側のエレベーター、各ホームのエレベーター及びエスカレーター並びに多機能トイレが平成22年度に完成する予定です。

桃山台地区につきましては、新駅設置などの駅舎のバリアフリー化工事が、平成21年度に完成し、桃山西橋への歩道橋延伸などの周辺道路整備が平成22年度完成の予定です。

(最後に)岡町駅地区につきましては、平成 21 年度に岡町熊野田線の路側帯のカラー化による歩行空間整備、及び中桜塚第 11 号線の歩道改良整備を予定しております。

⑥岡町駅地区バリアフリー整備事業に関して、伺ったところ、事業を委託契約していた業者が突然、倒産し、委託契約をやり直し、事業が少なからず遅れてしまっていると同いました。現在の経済状況からすると、こういったケースが他にも予想されますが、契約先が突然、倒産などした場合、市が費用等で被害を被るということはないのでしょうか？ちなみに今回のケースでは、何らかの影響が出たのでしょうか？

<答弁>

(最後に)委託契約に関してでございますが、一般的に、市は委託業者に対し、契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する保険契約など、契約の保証を行わせています。このため、費用面での損害は生じないようになっていきます。

今回のケースでは、違約金として契約金額の 10%を、保険会社から受領していますが、当該業者との契約解除と新たな委託業者との契約など想定外の作業を必要とし、測量及び詳細設計業務の工程が大幅に遅れているものでございます。

(意見)

⑥例えばの話ですが、市の一般財源だけで行う事業はまだ良いですが、起債がからんだり、国や府の補助金、交付金が絡んだ事業で、今回のようなケースが生じ、年度内に事業が出来なかった場合には、次年度に補助金が受けられなかったり、起債が認められなかったりして、事業ができなくなるということもあり得ると思います。そういった事に対する対策を講じておく必要があると思います。

## 【バス補助事業について】

(質問)

⑦2009年度予算の概要のP. 52のノンステップバス導入補助として、101万7千円が予算計上されています。この事業は、1999年から開始し、毎年、ノンステップバス1台分の導入補助をされているそうです。豊中市内を運行している阪急バスの台数はかなりあると思いますが、この導入補助は、いつまで継続する予定なのでしょうか？

<答弁>

ノンステップバスの導入補助でございますが、平成 11 年度から 19 年度までに毎年 1 台で合計 9 台、総額で 6,844 千円の補助金を、バス事業者に交付してきたところでございます。

次に、完了の時期であります。平成 12 年度に国が告示いたしました交通バリアフリー法の基本方針によりますと、バス事業者は原則として、平成 27 年までに、すべてのバスを低床化することとされており、市といたしましても、この基本方針を促進し、達成することが重要と認識しており、今後の普及状況等を見

極めつつ、判断を加えてまいりたいと考えております。

(質問)

⑧2009年度予算の概要のP. 52のバス路線運行経費補助についてですが、これは阪急バスに対して経費から利用料分を差し引いてその不足分を市が助成するというものですが、市立豊中病院2路線及びクリーンスポーツランド線それぞれの市の負担額はいくらを想定されているのでしょうか？また、それぞれの線の利用者数を一便あたり何人と想定されているのでしょうか？

<答弁>

平成21年度の市の負担額でございますが、豊中病院線が26,184千円、クリーンスポーツランド線が4,575千円を予定しております。

次に、1便あたりの利用客でございますが、豊中病院線の神崎刀根山線ルートで1便あたり10.9人、循環ルートが4.7人、クリーンスポーツランド線が2.1人を想定しております。

### 【水路課維持事務所について】

(質問)

⑨2009年度予算の概要のP. 65の新・行財政改革プラン(第2年次)2009年度当初予算反映額の中に、水路維持事務所管理業務の見直しとあります。2009年度必要額2230万円、創出額4000万円となっておりますが、その算出根拠を教えてください。

<答弁>

平成21年度の水路課維持事務所の管理業務の見直しでの算出根拠でありませんが、平成20年度末に5名の定年退職者がございます。

このため、正職員4名の定数を削減し、4名の再任用職員枠を設け、従来は、人力のみで行ってございました水路及び側溝のしゅんせつ作業を、新たに強力吸引車を導入することにより、労働力及び作業効率を補うものであります。

これによる必要額は、再任用職員1名あたりの人件費を320万円として、4名で1,280万円、強力吸引車購入等に伴う経費950万円と併せまして、2,230万円の必要額としております。

また、創出額につきましては、正職員1名あたりの人件費1,000万円として、4名の削減で4,000万円と算出しております。

⑨主には再任用職員の活用によって、経費削減を図るということですが、再任用職員の活用について、どのように考えられているのでしょうか？今後も積極的に活用していくおつもりなののでしょうか？再任用職員を活用する際に、考慮しておかなければならないことがあれば、教えてください。

<答弁>

再任用の活用についてのご質問にお答え申し上げます。

永年職場で経験を積み知識や技能を有する職員を、再任用職員として採用することは、後輩職員に技能継承を行うと共に、今まで培った知識、経験、技能を必要とする調査、点検等の作業につきましても、再任用職員が行う業務として適していると考えております。

今後につきましては、団塊世代の再任用期間が数年後には終了いたしますので、それまでには、市民サービス水準の低下を招かないよう、また、技能の継承を図る必要があると考えております。

次に、再任用職員の活用に考慮することにつきましては、退職前の勤務成績及び健康状態が良好で、必要な体力を有し、何よりも業務に対して意欲的であることが重要であると考えております。

(意見・要望)

⑨来年度予算では、再任用職員の活用によって、経費削減を図られることは良いことだとおもいます。しかし、団塊世代の再任用期間が数年後には終了し、再任用職員の枠に対して、人材の確保が困難になった時は、こういった形態の方をその職務にあててののかといった問題が必ず近い将来出てきますので、すでに始めておられるとは思いますが、そういった課題解決に向けた検討を全庁的に行って頂きたいと要望しておきます。

## 【豊中土地開発公社について】

(質問)

⑩国から土地開発公社の経営健全化を各自治体に求められ、土地開発公社に先行取得させていた土地の買戻しを今後も積極的に行われると思います。現時点で土地開発公社から買戻しを行わなければならない土地は、あといくら分ぐらい残っているのでしょうか？

<答弁>

平成21年1月末時点で、豊中土地開発公社が保有いたしております土地の簿価総額は、約131億600万円でございますが、市が土地開発公社から買戻すべき保有土地の総額は約130億4200万円でございます。このうち国が第2期経営健全化計画において縮減を求めております債務保証対象土地の総額は約60億4300万円、うち保有期間が5年以上のもの総額は52億2800万円となっております。(なお、それぞれの内訳といたしましては、保有総額の内事業用地が110億3000万円、面積では22,202.81㎡、代替地20億1200万円 面積で10,612.89㎡となっております。このうち債務保証対象地はすべて事業用地で約60億4300万円 面積で6,932.59㎡で、このうち5年以上保有土地は約52億2800万円 面積で、3,319.42㎡でございます。)

⑩来年度、市が土地開発公社から買戻しを行う土地は、いくら分を見込んでおられるのでしょうか？

<答弁>

平成 21 年度に市が土地開発公社から買い戻す予算は、約 1 億 7439 万円が予定されております。(面積：406.26 m<sup>2</sup> 内訳 勝部寺内線 5,200 万円 140.22 m<sup>2</sup>・穂積菰江線 2,000 万円 83.29 m<sup>2</sup>・仮称庄内幸町 5 丁目公園 2,632 万円 123.19 m<sup>2</sup>・服部西駐車場 7,607 万円 59.56 m<sup>2</sup>)

⑩今後の予定として、市が土地開発公社から買戻しを行わなければならない土地を、いつ頃までに、いくら程度まで買い戻す計画になっているのでしょうか？

<答弁>

今後の土地開発公社から買戻し計画につきましては、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の実施機関として取組んでおります第 2 期土地開発公社の経営健全化計画では、国は経営健全化団体に対し、目標数値として借入金によって取得された土地の簿価総額を標準財政規模に比して 0.25 以下にすること、またそれらのうち保有期間が 5 年以上であるものの簿価総額を標準財政規模に比して 0.1 以下にすることを求めています。

豊中市土地開発公社の平成 20 年 3 月末時点での数値は借入金にて取得された土地の簿価総額が標準財政規模に比して 0.11 また、それらのうち保有期間が 5 年以上であるものの簿価総額は標準財政規模に比して 0.09 であり、どちらも国が掲げております目標数値を達成いたしております。

今後とも、新・豊中市行財政改革プランに示された実施計画に基づいて、土地開発公社の経営健全化が図れるよう努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

(意見・要望)

⑩買戻しは、基本的にはすぐに事業開始を行う予定のある土地から行われると伺いましたが、そうであれば、今後、年が経てば経つほど、事業開始予定のない土地ばかりが残っていくのではないかと危惧します。とはいえ、土地開発公社に保有してもらっていても必ず買戻しは行わなければならないわけですし、ある意味、市は土地開発公社にツケをしているわけで、先の世代になるべく負担、ツケを残さないためにも、今後も積極的に買戻しを図って頂きたいと要望しておきます。

## 【駐車場管理費について】

(質問)

⑪駐車場管理費についてですが、土木部が所管の駐車場のうち緑地公園駅西駐車場以外の庄内東、服部南、服部西の 3 つの駐車場は年々利用台数、収入額が減少しています。庄内東駐車場は一昨年度から赤字収支が続いており、服部南、服部西の駐車場も近々、赤字収支になると思われます。来年度の 3 つの駐車場の収支見込みと来年度の収支予測をお聞かせ下さい。

<答弁>

平成 21 年度の、3 市営駐車場の収支見込についてお答えします。

服部南駐車場は、歳入が 9,090 千円、歳出が 8,160 千円で 930 千円の黒字、

服部西駐車場は、歳入が 9,420 千円、歳出が 7,670 千円で 1,750 千円の黒字、庄内東駐車場は、歳入が 6,060 千円、歳出が 7,950 千円で 1,890 千円の赤字を見込んでおります。

⑪本年度の予算審議の際に、「歳入に関しては本年度から民間による駐車監視員制度が、豊中市でも導入されることが府で検討されており増加を見込み、歳出は、駐車場警備委託の削減をおこなうことから減額を見込んでいる。その結果、3つの駐車場それぞれ黒字を見込んでいる。」と答弁されておりましたが、実際にはどうだったのでしょうか？

**<答弁>**

駐車監視員制度は、当初、平成 20 年度の導入検討と聞き及んでおりましたが、現在のところ 21 年度の導入予定となっております。

駐車場警備業務委託費につきましては、平成 19 年度決算と比較しまして、入札したことにより 6,970 千円の削減をしております。

伴いまして、平成 20 年度の市営駐車場収支は、平成 21 年 1 月末現在で、服部南駐車場が 3,370 千円の黒字、服部西駐車場が 1,940 千円の黒字、庄内東駐車場が 750 千円の赤字となっております。

**(意見・要望)**

⑪3つの駐車場の来年度の収支見込みは、現行の本年度の収支状況よりも悪くなっています。これら3つの駐車場の今後のあり方については、本年度の予算審査でも述べましたが、駐車監視員が制度が本市に来年度には導入予定だそうなので、その導入による利用状況の変化などを見ながら、意見させて頂きたいと思います。



## (豊中市上下水道局)

### (水道事業)

#### (質問)

①市長部局では、厳しい財政状況の中、今回の予算編成において5%のシーリングを行っていると同っています。上下水道局では、今回の予算編成の際に、同様の5%のシーリングが行われたのでしょうか？今回の予算編成をどのように行われたのか、シーリングによって、休止や見直しが生じた事業はなかったのかお答え下さい。

#### <答弁>

平成21年度の予算編成につきましては、上下水道事業ともに収支均衡を基本に行うこととしましたため、市長部局における5パーセントのマイナスシーリングは行っておりません。

そのなかで、経常経費につきましては、枠配分に基づき調整を行い、投資的経費につきましては、限られた財源の中で、優先順位を明確にし、総事業費を抑制した予算編成を行いました。

上下水道事業における特筆点といたしましては、「とよなか水未来構想」に掲げております将来像の実現に向け、今後取り組みを進めてまいります。とりわけ、平成21年度の主要施策につきましては、水道事業では、老朽管の更新、鉛製給水管の解消、検針業務の民間委託を、また、下水道事業では、処理場・ポンプ場施設の改築更新、浸水対策、合流式下水道改善対策を重点的に実施してまいりたいと考えております。

また、予算編成過程におきましては、原油高に伴う動力費や燃料費、薬品費の単価増に対し見直しを行いました。原課において「選択と集中」を考慮し、優先順位付けを行ったうえでの予算要求でありましたため、編成段階におきまして、休止や見直しが生じた事業はございませんので、よろしくお願いいたします。

### 【原価と単価について】

#### (質問)

②本年度の給水原価と供給単価の見込み額と来年度の給水原価と供給単価の予定額を教えてください。

#### <答弁>

本年度の見込額の給水原価は税抜きで187.43円、供給単価は180.2円となっております。また、来年度の予定額につきましては、給水原価が税抜きで184.59円、供給単価が179.36円となっております。

②次世代につなげる事業運営ということで、とよなか水未来構想では、具体的施策として、企業債の発行の適正化及び、企業債残高を縮減するとあります。現在の企業債残高と、今後の企業債残高の推移(見込み)を教えてください。

**<答弁>**

平成 20 年度見込みの企業債残高は約 278 億円で、今後の推移といたしましては、減少していくものと見込んでおります。(計画目標年度の平成 32 年度には約 218 億円と推計)

**(質問)**

③とよなか水未来構想では、「適正な料金負担による資金の確保を図ります。」や、「水道事業運営審議会の答申内容を踏まえ、新たな料金制度を構築します。」とありますが、具体的に、その内容と何年度に料金制度の構築を予定されているのでしょうか？

**<答弁>**

1 か月あたり 10 立方メートルまでは使用量の多い少ないに関係なく定額となる基本水量制の原則廃止をはじめ、口径別基本料金体系の設定、大口使用者に過大な負担を求める逓増型料金体系の見直しなどについての検討を行っております。この新たな料金制度につきましては、平成 21 年度中に構築したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

③基準水量制の廃止、口径別基本料金体系の設定、逓増型料金体系の見直しの検討をされているとのことですが、それぞれが実行された場合、一般水道利用者、市民の水道利用料金は現在と全く同じ量の水道使用をすると、現行と比較して、どのような変化があるのでしょうか？

**<答弁>**

料金制度の見直しによる負担の変化につきましては、今後行うシュミレーション結果を見ないと分かりませんが、基本水量以下の方は、使用料に応じた負担をいただくことになると思います。

**(意見・要望)**

③様々な検討がなされた結果、基準水量制の廃止、口径別基本料金体系の設定、逓増型料金体系の見直しをしようとしているのですが、市民の負担が増えるとなると、それなりの説明をする必要があると思いますので、その際は、改めてより明確な説明をして頂ければと思いますのでよろしく願いいたします。

**(質問)**

④給水装置等の工事は、市が指定した業者(指定給水装置工事事業者)でないと施工できない制度となっているそうです。市民が安全な水道水を安心して使用できる給水装置は、この指定給水装置工事事業者の資質に大きく影響されるということです。しかし、近年、指定給水装置工事事業者の一部において、技術力や運用面での問題が明らかになり、その課題の整理と指定取り消しを含む処分基準の整備が必要となっていることですが、詳しく説明頂き、課題解決をどのように図っていかれるのかお答え下さい。

<答弁>

指定給水装置工事事業者の信頼性を確保するためには、適正な給水装置工事を施行できるよう、指導することが必要であると考えています。

そのためには、指定給水装置工事事業者等の技術や知識の向上を図り、同時に給水装置に関する最新の技術情報等が習得できるよう、定期的な研修会を実施するとともに、指定の変更届けや廃止届などの確認を行い、指定給水装置工事事業者の把握を行うこととしています。

また、日本水道協会において、指定給水装置工事事業者の違反工事に関する全国統一的な標準処分要綱や処分基準が示されたため、本市においてもその統一基準に沿って、業者指導を図りたいと考えています。

これからも引き続き、お客様が、安心して給水装置工事を依頼できるよう、指定給水装置工事事業者に関する情報提供の充実を図ってまいりたいと考えています。

(意見・要望)

④1996年水道法が改正され、全国一律の指定要件のもとで指定給水装置工事事業者の指定制度が導入され、広域的な事業活動ができるように反面、全国的に指定給水装置工事事業者が大幅に増加したことで、指定給水装置工事事業者の一部で、技術力や運用面で問題が出てきているようです。課題解決のための取り組みを今後行っていかれるとのことですので、しっかりと取り組んで頂き、何よりも市民が安心して給水装置工事を依頼できるように努めて頂くことを要望しておきます。

## (下水道事業)

(質問)

①2009年度予算の概要P. 19の公共下水道事業、収支の状況で、当年度純利益が本年度(見込み)で2億6702万2千円となっています。それに比べ、来年度予算では、237万9千円と大幅に減少しています。この要因は何でしょうか？

<答弁>

予算の純利益が、今年度見込みに比べ減少する要因ですが、収入の減少と費用の増加があげられます。収入の減少としては、有収水量の落ち込みにより下水道使用料を減収と見込んでおります。一方、費用の増加は、動力費、薬品費、修繕費、負担金など維持管理経費が増加するものと見込んでおります。

①下水道事業における現在の企業債残高と今後の企業債残高の推移(見込み)を教えてください。

<答弁>

平成20年度見込みの企業債残高は約378億円で、今後の推移といたしましては、減少していくものと見込んでおります。(計画目標年数の平成32年度には約290億円と推計)

(質問)

②下水道事業に関しても補償金免除の繰り上げ償還があり、本年度は企業債、企業債償還金の額が大きくなったと理解しています。そのため、来年度は、企業債も企業債償還金ともに、かなり減少すると想像していました。実際に水道事業は、大幅に減少しています。一方、下水道事業では、企業債は減少したものの、企業債償還金は増加しています。この要因は何でしょうか？どんどん、借金を償還(返済)して頂くことは、好ましいことですが、その額があまりに増えると、事業運営が成り立たなくなるのではと危惧もします。今後の企業債償還金の推移はどのように見込まれているのでしょうか？

<答弁>

今後の企業債償還金の推移については、平成21年度の28億7千万円をピークに減少していくものと見込んでおります。

(質問)

③2009年度予算の概要P. 20に合流式下水道の改善とありますが、具体的には合流式下水道のどのような問題を、こういった形で改善をされるのでしょうか？

<答弁>

合流式下水道は汚水と雨水を同じ下水管で流しますが、雨天時に汚水と雨水が混ざった下水の一部が未処理で放流されることから、公共用水域の水質汚濁が問題となっています。

そこで、降雨初期の汚濁した下水を一時的に貯留し、降雨終了後、処理場で処理して河川へ放流し、雨天時放流水質の向上を図ります。

具体的な対策としまして、平成 21 年度は庄内処理区で、市道神崎刀根山線における貯留管の実設計委託と、平成 20 年度からの継続事業である庄内下水処理場内の滞水池の整備を行います。

③庄内処理区で、市道神崎刀根山線の貯留管と庄内下水処理場内の滞水池の整備が出来れば、庄内処理区では、どの程度の改善効果があるのでしょうか？  
また、原田処理区の合流下水道の改善は、どうするのでしょうか？

#### <答弁>

市道神崎刀根山線の貯留管と庄内下水処理場内の滞水池の効果ですが、両施設を整備することにより、庄内処理区において、分流式下水道並みの水質が達成されることとなります。

次に原田処理区の合流式下水道の改善対策ですが、原田処理区の下水は原田処理場で処理を行います。この処理場は流域下水道としての処理施設であり、流域下水道の事業主体は大阪府と兵庫県であることから、現在、大阪府が、合流式下水道の改善計画の見直し作業を行っているところです。今後、大阪府の案が出来次第、当該案に基づき改善策の検討を行う予定です。

#### (意見・要望)

③合流式下水道の改善に関して、良くわかりました。庄内処理区、原田処理区共に、改善対策が完了するまでには、まだ時間が要するようですが、河川の水質汚濁の問題解消のために、少しでも早く事業が進展することを願っています。

#### (質問)

④建設請負工事入札について、いくつか確認させていただきます。今日では、かなり減ってきたかと思いますが、いまでも随意契約をすることがあるそうです。水道事業、下水道事業それぞれ、本年度は何件ほど、随意契約があったのでしょうか？来年度は何件ぐらい予定されているのでしょうか？

#### <答弁>

本年度は小額の随意契約を除きますと、平成 21 年 2 月末現在で水道事業 2 件、下水道事業については 4 件で合計 6 件となっております。

平成 21 年度予算に計上しております工事については、水道事業につきまして、石橋中継ポンプ場のポンプ設備の経年使用により劣化が著しく、施工にあたり、整備に使用する各種部品が旧型式で新たな製作が必要となることからポンプ設備の設計製作会社と随意契約を予定いたしております。

#### (意見・要望)

④随意契約を予定している理由はわかりました。いつも、建設請負工事入札結果一覧が、控室に届けられるのですが、随意契約が行われたケースについては、出来れば、その理由を説明して頂くか、一覧表の中に記載して頂きたいと要望しておきます。